

ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター
第51号 2018年5月

HEADLINE

本号では、法務省法務総合研究所と独立行政法人国際協力機構（JICA）が主催して、2018年3月8日（火）にJICA本部会議室で開催されたミニシンポジウム「ラオスの新民法典と立法手続」を取り上げました。

このシンポジウムは、日本が起草支援を行ってきたラオス新民法典が今年10月頃にラオスの国会で審議され、成立する見込みであることから、今後の民法の適切な運用や関連法の整備に向けた取組み等について関係者間で情報共有を図ることを目的としたもので、ラオス新民法典起草を指導してきたラオス司法省元副大臣のほか、ラオスにおける立法過程に詳しいラオス国会元法務委員会委員長、現法務委員会副委員長らをゲストに迎えて、講演やパネルディスカッションを行いました。

本シンポジウムには、同時期来日していたラオス民法本邦研修員21名を含めて、50名ほどが参加者しました。

(目次)

開会挨拶	独立行政法人国際協力機構 産業開発・公共政策部部長 中村 俊之	2
挨拶	国会法務委員会アドバイザー／元ラオス国民議会議員／ 元法務委員会委員長 ダウオン・ワンウィチット	3
講演・発表		
「ラオス新民法典」	元ラオス司法省副大臣／民法典・刑法典起草委員会委員長 ケート・ケティサック	5
「ラオスの立法手続」	ラオス国民議会議員／法務委員会副委員長 ブンポン・フアンマニー	8
第二部 パネルディスカッション		11
モデレーター	法務省法務総合研究所国際協力副部長 伊藤 浩之	
パネリスト		

成」を目標に掲げまして、ラオスの法律関係者の皆様と共に学び、学んだ内容を成果としてまとめるプロセスを大切に、協力を展開してきております。そして、こうした地道な日本側、これは法務省様との二人三脚でございますけれども、とラオス側との協力関係によりまして、その成果として、現在、2018年10月の国会に向けて新民法典の最終草案を取りまとめられているところという風に理解しております。

これはここにいらっしゃる皆様はよくご承知のことかと思っておりますけれども、JICA、そして日本による協力というのは一方通行な協力ではなくて、双方向での学び合い、そして学び合うことによって新たな価値を作り上げるという、まさに共同作業、これを大切にこれまでも続けてまいりました。本日のシンポジウムは、この新民法典の主な内容と、それからドラフト完成に向けたラオスにおける立法手続について、まさに双方で学び合う場と理解しております、次期国会での新民法典の成立を目指す両国関係者にとってまさしく時宜に合ったものであるといえるのではないかと思います。

本日は盛り沢山の内容になってございますが、皆様の活発な意見交換によりまして本日のシンポジウムが皆様お一人お一人にとって有意義なものとなりますことを祈念いたしまして、簡単ではございますが私の開会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

挨拶

**ラオス国会法務委員会アドバイザー／元ラオス国民議会議員／元国会法務委員会委員長
ダウオン・ワンウィット**

尊敬するJICA産業開発・公共政策部の中村部長、そして法務総合研究所の佐久間所長、敬意を表したいと思います。そして、民法典の立法を担当する起草メンバーの皆様、尊敬申し上げます。今回、私はラオスの団体を代表させていただいて本日このシンポジウムに参加できますことを光栄に存じます。まずは法務省関係者、そしてJICA関係者、そしてAGの先生の皆様、そして法整備支援に関係する皆様に感謝申し上げます。

皆様ご存じのとおり、ラオスとJICA、そして日本との協力は1999年から始まって、今年はまだ約20年になって、三者と一緒に歩んできたこと、この度このシンポジウムに参加できますことをとても光栄に存じます。そして、本日はラオスのケート・ケティサクさんからラオスの新民法典について発表させていただいて、そして立法手続に関しましてはブンボン・ファンマニーさんから発表していただくことにします。

この法整備というのは、ラオスの国家の統治、そして国家の開発の第7回目の5カ年計画、2011年から2015年までの計画に存在しています。そして、これらの法整備という事業は、やはり国家の法の支配を促進する重要な事業でございます。

ラオスの司法省は、関係する司法機関と協力して、2012年5月から新しい民法典の起草事業を始めてまいりました。新民法典の構造は、全部で9編、そして条文の数は615箇条。これは、現段階の地方の調査、そして地方の意見の聴取を行った結果、こういう構造になっております。ラオスの新民法典というのは、沢山の外国の法律、民法典を勉強し

た結果であって、具体的には日本民法、ベトナム民法、タイ民法、カンボジア民法、そしてドイツとフランスの民法を勉強して、それぞれ良い要素を導入することによって現在の新民法典が成立しました。まず、この新民法典の改正した部分、現行法を改正した部分としては、現在のラオスの市場経済の状況に合わないものを改正する形になりました。要するに、現行法の内容をより現代に適した形になるように改正しました。次に、現在のラオスの現行法にはまだ存在していない、まだ規定がない新しいコンセプトについて、諸外国の法典を勉強して採り入れました。3点目は、現在集まったコンセプトが現行法と総合的に整合性を保つように調整作業を行いました。

そして、このような過程を経て、現在のラオスの新民法典はラオスの民法典であって、ラオスの国民の生活を反映した民法典であると言われています。そして、最も重要なのは、適切に実際に運用できることを目指しています。私は、この民法典の制定によって、最終的にラオス国民の権利と利益を最優先して保障できると信じております。

本日は、ラオスの新民法典の内容だけではなくてラオスの立法手続についてもご紹介させていただきます。ラオスの立法手続というのは、1986年以来進化して現在のような立法手続の形になっています。ラオスの立法のコンセプトは、低い地点から高い地点へ、そして小さい所から拡大していくという、そして個別から総合というコンセプトに基づいて立法してきました。要するに、当初は条文の数は少なかったですが、社会の変化に応じて、必要に応じて条文の数が増えてきました。具体的には、例えば刑法典だと、当初は162箇条しか存在しませんでした。現在の新しい刑法典は全部で400箇条ございます。現在の民事関係を定める関連法ですけれども、条文の数でいきますと100箇条ぐらいございます。ただし、民法典の制定の際に沢山新しい概念などの改善を踏まえて、全部で合わせて615箇条ございます。

立法手続に関しまして、ラオスの法制法（法律制定に関する法律）によりますと、各行政機関、そして司法機関、あるいは立法機関のそれぞれの役割分担を明確に定めています。特に、例えば国会に関する法律も、法律の審議に関する具体的なコンセプトを明確に規定しています。

ラオスの法整備支援を日本政府がこれまでずっと支援してきた、そして成功してきたという理由は、まず、以前からラオスと日本の国民との相互的な理解、友情が今まで変わらずあることであると。そして、これまでラオスと日本との間で政治的な紛争あるいは安全保障の側面の紛争、あるいは経済的な紛争は全くなかったのも、「日本は信頼できる国である」、ラオスはそういう風に確信してまいりまして、ですので今までずっと協力をしてまいりまして、そして様々な課題への取組みを成功させてまいりました。

これまで、日本はラオスに対して30年間でおよそ18億ドルの無償援助を行ってまいりました。そして、この協力によってラオスの経済の安定が図られて、現在では経済成長率が毎年7%になっています。この機に再び、日本の政府、そして日本の国民がこれまでラオスにずっと支援して、そして協力してくださったこと、誠に感謝いたします。そして、この場を借りて、松尾（弘）先生、野澤（正充）先生をはじめとする日本のアドバイザー・グループの先生の皆様、そしてラオスに長期滞在している専門家の皆様が、ラオスの

起草メンバーに対してこれまでずっと知識を共有してくださったこと、あるいはラオスの人がちゃんと自分の手で民法典が作れるようにこれまでずっと支援・協力してくださったこと、誠に感謝いたします。

そして最後に、ラオスと日本との間の友情関係が、チャンパーの花、そして桜の花のようにならずと永遠に美しさが落ちないように願っております。ありがとうございます。

講演・発表

司会 それでは第一部に入ります。これから、まず元ラオス司法省副大臣、民法典・刑法典起草委員会委員長、ケート・ケティサック様から「ラオス新民法典」と題しご講演をいただきます。引き続き、ラオス国民議会議員、法務委員会副委員長、ブンポン・フアンマニー様から「ラオスの立法手続」と題しご講演をいただきます。なお、お二方に対するご質問やコメントにつきましては後の第二部に頂戴する時間を設けております。

講演「ラオス新民法」

司会 ここでケート様のご経歴を紹介いたします。ケート様は1969年に行政・法律研修所を卒業され、破棄裁判所判事として勤務された後、1973年に司法省へ異動されました。その後、最高裁判所長官、司法省副大臣などを歴任され、退官後は民法典・刑法典起草委員会の委員長を務めておられます。それではケート様、どうぞよろしく願いいたします。

元ラオス司法省副大臣／民法典・刑法典起草委員会委員長 ケート・ケティサック

まず、尊敬する中村部長、佐久間所長、ラオスの在日本大使館のソムサヌック様、そして尊敬する本日までご出席の皆様。本日、この機会を借りてラオスの立法手続について皆様と経験を共有できますことをとても光栄に存じます。私も少し緊張しますが、おそらく研修員の皆さんもちょっと緊張するのではないかと思います。そして、本日、法務省、JICA、ICCLCの皆様、この素敵なシンポジウムを開催してくださいますことをとても感謝いたします。

私の発表は主に3つに分けられています。まず1つ目は「市場経済を促進するための法的発展の状況」について。2つ目は「民法典制定の必要性」について。3つ目は「ラオスの民法典の制定及び民事法制度の発展に向けた方針」についてです。

1. 市場経済を促進するための法的発展の状況

それでは、まず1つ目の項目に入りたいと思います。「市場経済を促進するための法的発展の状況」についてです。

皆様ご存じのとおり、ラオスという国は1975年12月2日にラオス人民民主共和国として独立しました。当時のラオスの人民革命党及びラオス政府は、当時の政策を制定しま

して、具体的には2つの柱を制定しました。「国の防衛」と「国の構築」という政策でした。この政策、この二本柱を実現するために、ラオスの国家計画、時期的な計画経済を実施しました。1986年には人民革命党及びラオス政府は全面的に革新政策を制定し、市場経済に移行しました。その経済の構想の下では、やはり充実した、そして適切な法制度による国家統治や社会運営が必要になります。具体的には、平等の保障、国民の権利及び利益の保障を意味します。1989年には政府が外国投資の促進に関する首相令を發布しまして、ラオスに直接投資する外国の資本家などの権利義務の保障がより具体化されました。1990年に入りますと、最高人民議会、現在は国民議会という名前ですが、国会が国の統治及び司法制度の管理、そして経済、貿易及び投資の管理並びに社会と天然資源の管理に必要な法律を承認しました。その中で最も重要なのは、人民裁判所に関する法律、人民検察院に関する法律、民事訴訟法、刑事訴訟法、そして刑法という5つの重要な法律が承認されました。そして、1994年には所有権法、契約内債務法、契約外債務法、相続法、そして家族法が制定されました。他にはビジネスに関する法律などが施行されました。これらの法律は、ラオスの国民の基本的な権利及び市場経済のシステムの下での経済活動をする際の権利が保障されて、その経済活動が促進されるということを意味します。そして、1991年にはラオスの初めての憲法が制定されまして、これは国家の法の支配の基盤となる憲法であると。この憲法が制定されまして、現在に至るまで3回にわたって改正されましたが、それぞれは時代の流れ、そして経済、社会の変化に適合するために、人民民主主義の下での法による国家の統治の仕組みを少しずつ実現していくということになりました。ラオスの法律の制定のプロセスについては、制定だけではなくて、社会の変化に応じて、必要に応じて改正が行われます。場合によっては5年ぐらいかけて改正する。場合によってはもうちょっと短く、2～3年で改正作業が行われる場合もございます。

皆様もご存じのとおり、ラオスの法制度は大陸法系ですけれども、ただし最初の段階から民法典を制定していなかった理由は以下のとおりです。理由の1つ目は、やはり独立した当時にはまだ計画経済から市場経済への移行の過渡期であって、当時は一次産業が8割を占めておりまして、まだ工業が未開発でした。当時は法律も割と簡潔でシンプルなものでした。具体的には、例えば公証役場に関する法律は以前は18箇条しか存在していなかったんです。

2. 民法典制定の必要性

今回は、発表の第2点目として「民法典制定の必要性」について紹介させていただきたいと思います。

皆様、ラオスの民事を定める関連法律は、現在は22の法律があります。この法律というのは、憲法、そして法規範文書である首相令も含めた数字であって、全部で22ございます。そして、これらの法律は、現行法、そして法規範文書の中では整合性が欠けています。そして、経済の発展の加速によって新たな紛争が生じることになりましたが、これらの紛

争を解決するための法の規定がまだない。そして、規定があっても実務には適しませんでした。それによって法の適用の不一致という問題が生じて、要するに法の適用の予測が不可能という状態になっています。

ラオスの法制度は、植民地であった関係でフランス法に影響を受けまして、その後は社会主義的な法制度及び裁判所の実務慣習に影響を受けている中で、裁判官は法律に従って判決を作成しています。これによって、民法を作ることはラオスの法体系をより明らかにすることを意味することになります。このように、民法典の起草は、現行法の整合性を確保し、法律を充実かつ統一させて、不統一な理解及び法の隙間などの問題を解決することにつながり、法の適用における予測を可能にするために法の透明性及び正当性が実現できるといえます。

3. ラオスの民法典の制定及び民事法制度の発展に向けた方針

今度は3つ目の項目ですけれども、「ラオスの民法典の制定及び民事法制度の発展に向けた方針」についてです。

方針としては、やはり外国のどこか1つの国だけを勉強・コピーするのではなくて、沢山の国々の良い例、良い制度、そしてラオスに採り入れて実現できるような制度を沢山学んで、総合して導入することが方針です。特に、実際の立法作業の時には、例えば新しいコンセプトの導入について、「どういうコンセプト、どういう法律を見本とした方がいいか」という厳重な調査あるいは意見交換を重ねた上で採用したものです。もう1つは、慌てないで、ゆっくり確実に歩むことが重要であって、要するにしっかり物事を考えて調査して判断して決めていくというコンセプトです。

やはり、この作業は皆様のご支援、ご協力なくしては成立しないものであって、これまでのご支援、ご協力にとっても感謝いたします。時間の関係で、これまで日本の先生方から学んだことなどを全部紹介できませんでしたが、後で第二のセッションの時にできるだけ沢山紹介させていただきたいと思います。そして、この民法典だけではなくて、以前からもずっと日本のご支援、ご協力を頂いておりますけれども、民事分野でいいますと、2006年には「民法の理論」という教材、その後、「民法Q&A」や、契約内外債務に関する教材などもずっと支援していただいて、これは私たちにとって数えられない価値のある財産の1つであって、友情の財産でもあります。

民法典の起草メンバーは全部で44名ですけれども、これは司法分野の関係機関、ラオス国立大学法政治学部、そして商工省あるいは外務省の出身者という構成でございます。2012年から作業を開始しましたが、これまで民法の草案は2014年から2018年までおよそ10回の地方調査を行いました。その時は、司法分野の関係機関と民間企業などを対象にした調査を行いました。狙いとしては、全国の人たちに民法典の素晴らしい概念・要素を知ってもらって、ちゃんと理解してもらうために、様々な地方調査、意見交換会、ヒアリング・ワークショップを行いました。あと、他には官報に投稿して、一般

市民がコメントあるいは意見を出せるようにしています。

今年の5月には国会に提出して意見を頂く形で、意見を頂いた後により充実させるために今まで改正作業を実施しました。そして、現在は615箇条ありますけれども、ここでAGの先生方と意見交換をして、その内容を持って帰って、また内容を充実させて、今年の10月に国会にもう一回提出します。そして、民法典が通過してから施行されるまで1年の準備期間を置きます。この準備期間が必要なのは、国民の皆さんにより理解してもらい、より法の運用が適切に行われるようにするためです。民法典だけではなくて、各条文を説明するリサーチペーパーも作っています。これは学生も情報として勉強できますし、実務家もこのリサーチペーパーを勉強して、より実務の運用が適切に行われるようにするという狙いです。

最後に、起草メンバーを代表しまして、これまで協力してくださった法務省、JICAの皆様、特にアドバイザー・グループの松尾先生、野澤先生をはじめとする先生の皆様、そして長期専門家の皆様に感謝を申し上げたいと思います。そして最後に、ラオスと日本の友情がずっと永遠に変わることなく、桜やチャンパーのようにずっと永遠に美しく保たれるように心から願っております。ありがとうございます。

講演「ラオスの立法手続」

司会 それでは、続きましてブンポン様からご講演をいただきます。ここでブンポン様のご経歴を紹介いたします。ブンポン様は1983年にレーニン大学において修士号を取得され、司法省で勤務を開始されました。1985年に最高人民会議において憲法起草に従事された他、1993年にはラオス女性議員代表を務められ、2016年からは国会議員として法務委員会副委員長を務めておられます。それではブンポン様、どうぞよろしくお願いたします。

ラオス国民議会議員／法務委員会副委員長 ブンポン・フアンマニー

まず、尊敬する中村様、佐久間様、そしてソムサヌック様、敬意を表したいと思います。そして、本日のシンポジウムにおいてラオスの立法手続についてご紹介、また皆様と意見交換できますことを光栄に存じます。

発表する項目は大きく5つあります。まず1つ目は「ラオスの概要」についてです。2つ目は「ラオスの国会の構成」です。3つ目は「ラオスの法律の審議及び承認」です。4つ目は「国会による法律の審議」についてです。そして5つ目は「ラオスの国会の権利及び義務」についてです。

1. ラオスの概要

まず「ラオスの概要」について。ご存じの方もいらっしゃると思いますが、ラオスはインドシナ半島に存在しています。面積は23万6800平方キロメートルです。国民

は670万人です。男性と女性の数はほとんど同じです。国境は5つの国に囲まれていて、中国、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、そしてタイです。

2. ラオスの国会の構成

今度は2点目の方に参ります。「ラオスの国会の構成」についてです。まず、国会議員は149名おります。そして、常務委員は14名です。国会議長及び国会副議長がその常務委員の中に入っています。そして、国会、常務委員会を補佐する委員会がございます。ラオスの国民議会の議員は、ラオスの国民の権利及び利益を代表する者です。そして、国民によって選挙で選出されています。そして、国民の監査を受けています。そして、建国戦線、労働組合連合、ラオスの女性同盟会、そしてラオスの青年同盟によって監査を受けています。

常務委員会については、まず委員長が1人で、副委員長が4名です。その他の委員は8名です。この8名は、各委員会、例えば法務委員会や経済委員会の委員長を務めています。あと、補佐官が1名です。

その他、ラオスの国会が設立するそれぞれの関連機関がございます。委員会というのは8つございます。まず1つ目は法務委員会。2つ目は経済、テクノロジー及び環境委員会。3つ目は計画、財務及び監査委員会。4つ目は文化、社会委員会。5つ目は民族委員会。6つ目は防衛及び治安保障委員会。7つ目は司法委員会。8つ目は国際委員会です。あと、補佐官の委員会があります。

3. ラオスの法律の審議及び承認

今度は3つ目の項目ですけれども、「ラオスの法律の審議及び承認」についてです。

まず、法制法及び国会に関する法律によるラオス憲法の承認についてです。憲法を改正する場合は、国家を代表する委員会が特別に設立されます。憲法の改正は国会の会議で行うことができます。そして、憲法が承認されるには、やはり国会議員の数の3分の2を超えなければなりません。

今度は法律の制定についてです。憲法59条によると、法律の制定を申請する機関は7つございます。まず大統領、2つ目は国会の常務委員会、3つ目は政府、4つ目は最高人民検察院、5つ目は最高人民裁判所、6つ目は国家監査機関、7つ目は建国戦線及び中央レベルにある大衆組織です。

立法に関して、政府に属する機関、あるいは各省庁、あるいは省庁と同等の各国家機関などは政府の会議を通じて行います。民法典に関しては司法省が主体ですが、最終的に司法省の同意あるいはチェックを受けて、それを通過して次の段階に行くという手続です。そうして司法省を通過した後、政府の会議に提出して、政府は主な新しく導入したコンセプトなどの整合性を確認・チェックします。ただし、政府の会議というのは徹底的に細かい所までやる時間がありません。その後、首相がその法律の草案を国会の常務委員会に提出

します。遅くとも国会会議の60日前までに提出しなければなりません。国会の常務委員会がその法律の草案を受けた後、今度は国会の法務委員会に連絡します。そして、その他の国会の関連する委員会に報告します。報告した後、この関連委員会がこの法律を厳格にチェックします。その後、これらの委員会からのコメントを述べて、また国会の常務委員会に報告します。そして、ラオスの国会の常務委員会がその内容を踏まえて、各地方の調査、あるいは国民の意見の聴取、あるいは普及という形を選択します。そして、その意見を貰った後、修正したりして、その後国会会議に提出します。

そのチェックする項目というのは、まず、その必要性、あるいはその法律の起草の目的、目標、そしてその適用範囲についてチェックします。2つ目は、その法律の草案が国家の政策と整合しているかどうかのチェックです。3つ目は、憲法あるいはその他関連法との整合性のチェックです。これはラオスが加盟している国際条約との整合性もチェックします。4つ目は、その法律がちゃんと法制法に従った手続を経たのかどうかというチェックです。5つ目は、政府が提案する事項について、あるいは政府が新しい政策について提案して反映させるような意見の所のチェックです。ただし、この5つ目のチェックというのは複数回行われます。この民法典も、やはりこの部分で数回チェックが行われています。最後に、6つ目ですけれども、実際にこの法律・法案が通過した後にはちゃんと運用できるかどうかというチェックです。

4. 国会による法律の審議

今度は4つ目の「国会による法律の審議」についてです。まず、この国会の審議について、冒頭にその法律の起草を代表するメンバーが概要の説明をします。2つ目は、国会議長がその法律の中の特定の分野、特定の項目について検討するように指示します。3つ目は、国会議員がその法律に対する意見の提案あるいは質問をします。4つ目は、起草メンバーがそのコメントあるいは質問に対する回答を行います。5つ目は、例えば特定の項目について意見が分かれた場合は投票なども行います。その後、国会議長がまとめの意見を言いまして、その後担当する起草メンバーに対して特定の部分について改正したり修正したりしてもらうよう指示します。最後、7つ目は、国会会議が承認するかどうかの投票を行います。

5. ラオスの国会の権利及び義務

5つ目、「ラオスの国会の権利及び義務」について。要するに、どういうことをやっているかという紹介です。まず、国会の仕事は憲法あるいは法律の承認あるいは検討・チェックです。2つ目は、国会の重要な事項について決議を行う。3つ目は、国家の機関がちゃんと憲法を遵守しているかどうかの監査です。

以上、簡単なまとめでしたけれども、ご静聴ありがとうございます。皆様のご健康とご成

功を心から願っております。ありがとうございます。

パネルディスカッション

パネリスト ラオス国会法務委員会アドバイザー ダウオン・ワンウィチット
元ラオス司法省副大臣 ケート・ケティサック
ラオス国民議会議員 ブンポン・フアンマニー
ラオス J I C A 長期派遣専門家 入江克典
モデレーター 法務省法務総合研究所国際協力部副部長 伊藤浩之

司会 それでは、これより第二部を始めさせていただきます。パネリストとモデレーターをご紹介します。パネリストは、ラオス国会法務委員会アドバイザー、ダウオン・ワンウィチット様、元ラオス司法省副大臣、ケート・ケティサック様、ラオス国民議会議員、ブンポン・フアンマニー様、ラオス J I C A 長期派遣専門家、入江克典様です。モデレーターは法務省法務総合研究所国際協力部副部長の伊藤浩之が務めます。それでは伊藤副部長、よろしく願いいたします。

伊藤 それではパネルディスカッションを始めます。まず最初に、お三方、先程は有益なご挨拶、それから講演をありがとうございました。何より、今日はダウオン先生、ケート先生、ブンポン先生という、こういったお三方が日本でお揃いになるという非常に貴重な機会だと思っております。知識、そしてご経験が非常に豊富な皆様に今日はいろいろと質問をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ率直に、日本風に言えばざっくばらんにお答えいただければと思います。

最初に、このパネルディスカッションから加わりました日本側について簡単に紹介をさせていただきます。私自身は現在国際協力部の副部長をしておりますが、以前はラオスのプロジェクトのフェーズ1で3年ほどラオスに長期専門家として行っておりました。そして、現在プロジェクトの長期専門家としてラオスで活動されている入江弁護士ですけれども、入江さんからも最初に少し自己紹介を兼ねてコメントを頂けますでしょうか。

入江 ご紹介いただきました長期専門家の入江でございます。2015年の4月から J I C A 本部のインハウス・アドバイザーとして2年と少し勤務した後、昨年（2017年）の6月にラオスに赴任いたしました。現在、プロジェクトでは2名の検事と私1名の弁護士の3人の法律専門家でプロジェクトを進めております。このような貴重な機会にパネリストとして参加させていただけますことをありがたく思っております。

伊藤 それでは、まず最初は私の方から、先程お話いただいた内容を踏まえて若干パネリストの皆さんに質問させていただきたいと思っております。なお、日本側の皆様には資料として、1つはラオスの法律制定法、法律の制定に関する事項が書かれている法律の、一部抜粋ですけれども、これを資料としてお配りしております。もう1つ、表裏1枚物の、目次

が書いてあるものですが、これがラオスの今起草している新民法典の構成についてです。

それでは、まず国会の組織、委員会の組織についてお聞きします。先程、ブンポンさんのご説明の中で「国会には常務委員会の他に委員会が8つある」というご説明があったと思います。で、その中で、法務委員会と、それからもう1つ司法委員会というものが出てきたと思います。これはどういう違いがある委員会なのかという所をまず確認させていただきますでしょうか。

ブンポン 法務委員会と司法委員会というのは、前回の第7期の国会では元々一緒だったんですけれども、第8期になって分かれました。私が所属する法務委員会の基本的な役割は、立法、法の改正、法の説明、そして法律の普及です。司法委員会の役割は、国民からの要請あるいは不服の検討です。要するに、裁判所の確定判決についていずれかの当事者が不服があった場合、司法委員会に検討してもらうように不服申立を行います。そして、この司法委員会というのは裁判所及び検察院の法の適用・運用の適正性を監査・チェックします。

伊藤 それは、委員会としては比較的最近分かれたということですが、機能としては以前からそういった裁判所や検察への法の適用の監査という機能を国会が持っていたということだと思います。

ブンポン そうですね。やはり国会には国家機関が憲法あるいは法律を遵守しているかをチェックする機能が存在しています。要するに、経済委員会とか国際委員会とか、それぞれの関連する省庁をチェックします。

伊藤 そうしますと、ダウオン先生にお聞きしたいんですけれども、ダウオン先生は法務委員会の委員長をされておられたということで、今紹介があったような、裁判所や検察の法の適用について「違うのではないかと」、何か法務委員会として出したというような経験は以前おありでしょうか？

ダウオン 第6期と第7期の国会で法務委員長を務めた時には、特に一般監査を行って、具体的には国民の不服に対する検討を行いました。で、司法機関（裁判所、検察院あるいは拘留所）の監査に関しては、国防及び治安委員会と協力して監査を行ってまいりました。今まで行った措置というのは、例えば判決に関する不服があったり、「特定の裁判所は公平性が保たれない」、あるいは「検察の機関がちゃんと法律を遵守していない」というような不服があった場合にチェックをして、もしそれが本当であれば、検察院の場合は最高人民検察院に報告して、裁判所の場合は最高裁に報告するという仕組みを取っています。そして実際、各機関も、それ以降そういうような事態が起こらないよう内部での調整・改正を行いました。

伊藤 今、この話の流れで1つお聞きしたいとと思っていることがあります。憲法の関係でお聞きいたします。憲法には、国会常務委員会の権限及び責務として「憲法と法律に係る起草提案、解釈、説明」というのが書かれています（56条2号）。法律の解釈とか説明ということが権限として書いてあるんですけども、これは実際、これまでに何か国会常務委員会として文書として解釈あるいは説明というものを出した例というものはあるのでしょうか？

ダウソン 仕組みは、常務委員会に法の解釈・説明という権限があるんですけども、実際に行うのは、各関連委員会が、それぞれ自分の分野に関する法律についても不明な点があれば解釈したり常務委員会に提案したりします。で、私がかつて担当させていただいた法務委員会も、司法分野の法律について以前はかなり多く解釈して説明して常務委員会に提案したことがあります。

伊藤 その提案を受けて、常務委員会はそれに対する何か文書を出したりするのでしょうか？

ダウソン 今度は、常務委員会はその内容を検討して、最終的には常務委員会の決議という形で出します。

伊藤 ありがとうございます。大変よく分かりました。それでは次に、立法過程と今回の民法典の両方に関わる話題を少し取り上げたいと思います。法律制定に関する法律の中に、先程ブンポンさんの説明にもありましたが、「法律を作る手続として6段階ある」という説明があります。具体的には19条ですね。これは、先程お三方にお聞きしたところ、今のラオスの民法典草案の現状というのは、既に1回国会に出してはいるので、ここでいうと5番目の段階まで一応来ているんだ、というご説明だったかと思います。ただ、国会で議員の方からいろいろコメントを頂いて、起草委員会で検討して、必要であれば修正をするという作業を今されていると思います。この先の手続をちょっとお聞きしたいんですけども、皆さんの作業が終わった時に、もう一回内閣・政府の方に出すということでしょうか？ それとも、次は直接もう国会に出すのか、という所を確認したいと思います。

ケート 通常は国会まで行ったらもう一回政府に戻さないんですけども、ただし、その法律の中に本当に重要な事項があって、そしてその事項に関して社会に対する影響がかなり大きい場合は、国会が政府に見せて意見を求める場合もあります。実際、この民法典について以前国会会議に提出して意見を頂く会合の時に、内閣府の関係者、大統領府の関係者は既に読んでから参加してもらっているんですね。ですので、政府側も、今この法律についてどういうプロセスになっているか、あるいはどういう関心事項、重要事項があるかということが自動的に把握できる形を取っています。

伊藤 そういった社会に大きな影響を与える事項があるのかどうかという所を後でお聞きしたいと思うんですが、先にプロセスの話をもう1つお聞きします。今回、もう一回国会に修正した草案を出すということになると思います。そのときに、国会としては、一度議員の方のコメントを聞く機会があったわけですが、今回の民法典の草案というのは法務委員会で内容について検討がなされるのでしょうか？ つまり、もう一回国会に「修正した案です」と出したときに、それはいきなり国会の全体の会議で審議されるのではなくて、その前にもう一回、常務委員会、そしてその補佐機関である法務委員会で審議されるのでしょうか？

ケート これは非常に厳格なので、まず法務委員会に提出します。法務委員会の了解を得ないと、いきなり国会の会議には提出できないです。民法典に関しては本当に欠けてはいけないプロセスですね。要するに、法務委員会に提出して、まず法務委員会は、以前に国会議員から出された90問ぐらいの関心事項についてちゃんと説明してくれるのかというチェックと、あと、その後ずっと意見を受け付けてくれるので、重要なものに関してはこの民法典の案がちゃんと説明できるのか、ちゃんと解決できるのかというチェックですね。ですので、常に充実して改正を重ねてやっていかなければならないです。

伊藤 大変よく分かりました。ということのようなので、起草作業をされている皆さん、頑張ってください（笑）。

私からはあと1つだけお聞きして、あとは入江さんや会場の皆様からのご質問、ご意見をうかがいたいと思います。法案の審査なんですが、先程ブンポンさんの説明では、法務委員会の説明として、(法制法)50条の6つの審査内容のご説明をいただいたと思います。一方で、その前の段階として司法省が草案の整合性の審査というものを行うということですよ。同じ法制法の中の41条で書いています。条文があるとたしかに違いがあるという所は分かるんですけども、具体的にどういう所に重点を置いて審査・チェックをしているのかという所について少しご説明いただければと思います。国会と司法省の審査の違いで、どういう所に重点を置いているのか、ですね。

ブンポン まず、司法省は政府の補佐機関として法律の整合性をチェックするという役割を持っています。具体的には、法律の草案の構造ですね。何編とか何章とか、条文の定め方、構造の立て方など。そして、用語とか法律の整合性などをチェックして、それを政府に報告できるようにします。国会の方は全ての点に関してチェックします。つまり、2回目の審査・チェックだといえると思います。今までにも、特に短い期間で急いで作った法律に関しては、司法省が1回審査・チェックした後でも、国会まで上がったときにまだ漏れている事項が沢山あるということが実際に存在しているので、ダブルチェックですね。特に国会が重要視しているのは、この法律の草案がちゃんと国民の意見を反映させているのか、地方の調査あるいは意見の聴取をちゃんと行った上でそれを反映させているのかを

結構重要視しています。例えば、最近の刑法典などは数回調査を行っていたりして、意見聴取も行わせたりしました。本当は、国会に関しては、意見の聴取、例えば民間あるいは国家機関を相手に草案を見せて説明して意見を頂いて、その内容も、どういう意見を頂いたのか、「この機関はこういう意見があります。この民間機関ではこのような意見があります」という所まで報告してもらわなければならない。あと、厳しいのは、起草メンバーは、いざ常務委員会に質問されたときにいつもの確・適切に答えられなければならないです。

伊藤 ありがとうございます。それではまず入江さんの方から、これまでのやりとりを踏まえて何か追加すること、あるいは入江さんの方から何かお聞きしたいことなど、民法典に関してでも結構ですし、もしありましたらお願いできますでしょうか。

入江 民法典に関してではないのですが、1点おうかがいしたいと思います。従前、国会の法務委員会の方では条約の審査についても担っていたという情報を得ております。ところが近時、条約の内容の審査に関する法律が昨年（2017年）末成立したというような情報を耳にしております。それに合わせて、法務委員会の権限については、条約の審査については別の委員会のような所に委譲したというようなことも耳にしておりますが、その点について補足いただけますと幸いです。

ブンポン 以前は、メインは国際委員会が、加盟する条約の内容をチェックしたり調査したりしていました。ただし、法務委員会が協力しながら作業を行ってきました。ただし、今特別法が、国際条約の加盟に関する法律が出来上がって、基本的にこの法律の定めているとおり実務が運用されます。

伊藤 それでは、お忙しい中皆さん本日ご参加いただいておりますので、会場にお越しの皆様からご質問、ご意見等があればおうかがいしたいと思います。もちろんラオス側の皆さんからでも結構です。もしお時間があれば、もうちょっと民法典の中身に関する話というのも考えてはいるんですけども、まず今この段階で会場からコメント、ご質問があるかどうかを先に確認させていただきます。

酒井 こんにちは。私は弁護士をしております酒井と申します。私は1998年からラオスとの協力を携わってきておまして、このフェーズにもかなり深く関わってまいりました。本日おうかがいして、ラオスの皆様のご努力により、まもなく新民法典が国会に上程され審議されるということ、本当に素晴らしいことだと思っております。

私はこの民法典のアドバイスについて前からずっと気になっていたことが1つあります。それは、ラオスが民法典の起草をしている間に、日本も実は民法典の改正をしていたわけでございます。そこで、日本での動きも踏まえたアドバイスが必要だろうという風に考えておりました。昨年（2017年）、実は日本では民法の改正が成立いたしました。そこ

で、私の質問はむしろアドバイザー・グループの先生方に向けてのものになるかもしれませんが、我が国の民法改正で今度変わります、例えば連帯保証の問題、それからインターネットの約款の問題、あるいは将来債権譲渡の問題、あるいは売主の瑕疵担保責任。多分アドバイザー・グループの方は皆ご存じかとは思いますが、そういうものが今回のラオスの新民法典の中で何か反映されているのかどうかとか、その辺についてお教えいただけたらありがたいと思います。

入江 では、まず私の方からご回答させていただきます。先程ケート先生やダウオン先生からもお話があったとおり、ラオス側は日本だけではなくて他国の法律を分析して、その中でラオスに合うものを自分たちの目で判断して取捨選択しておりますので、必ずしも日本の法律が反映されることを目的として支援をしているわけではないということがまず念頭にございます。その中で、アドバイザー・グループの先生方を交えた本邦研修や現地セミナーにおいては、個々の条文を検討する中で「改正債権法案についてはこういうような条文になる」というようなご説明が適宜あったという形でございます。例えば、今本邦研修を実施しておりますが、昨日、消滅時効の議論をしている中で、「日本の債権法改正において、一部の債権においては消滅時効が延びる。生命・身体の侵害に対する損害賠償請求権については10年という特則があります」というような所を適宜説明して、「ラオスの草案は若干短いんじゃないか」と、そういうような説明をする中で債権法の中身もご紹介しているという形でございます。以上、私からの回答でございますが、大川先生、何かございましたらお願いいたします。

大川 私は摂南大学で講師をしております大川謙蔵と申します。ラオスの民法典支援は、皆さんご存じだと思いますが、慶応義塾大学の松尾先生と立教大学の野澤先生を中心にやられていると思います。他にも中央大学の山田（八千子）先生や創価大学の南方（暁）先生もおられますが、残念ながら4名とも本日来られていなくて、私が1人いる状態です。では、代表として、と言ってはおかしいですが、答えられる範囲で回答したいと思います。これはずっと議論になっていたんですが、日本の方は非常に詳しいと思いますが、構成を見ていただくと「債権総論」というのがないんですね。もちろん、日本の債権総論に関連する規定というものは、規定されているものもありますし、されていないものも存在します。で、先程おっしゃっていただいた連帯債務の所は、まず現行法にもありませんし、この新法でも入ってはいません。もちろん、松尾先生を中心としたAGの先生方が伝えていないというわけではなくて、民法の草案の作り方の原則が「まず現行法を重視して作ろう」ということになっていたと思います。その中で、先程入江さんもおっしゃいましたが、債権法改正の情報も提供したり、もちろん連帯債務の情報、日本だけではなくて各国の情報も提供してはいます。こういった部分はまた将来の課題になっているかと思います。後の2つも、簡潔な規定自体は存在しております。債権譲渡の規定があるのと、瑕疵担保に関する規定も存在はしております。以上です。

石井 サバーイ・ディー。法務省法務総合研究所総務企画部長の石井です。先週1週間ラ

オスに行きまして、この中の何名かの方とは再会できて非常に嬉しく思っております。1週間弱の滞在で、初めてのラオス訪問でしたけれども、ラオスの大ファンになりました。ラオスの民法典の制定経緯について私はまだ詳しくありませんので、非常に素朴な質問をさせていただきたいと思います。日本でも、19世紀の後半ぐらいに民法典を最初に制定しようとした時、国内でいろいろ論争がありました。特に家族法の部分などについては、「民法典を制定することによって日本のそれまであった古き良き伝統などが壊されるんじゃないか」、そういうような論争がありました。今回の民法典が今いろいろな形で審議されていると承知しておりますけれども、「この法律を導入することによってラオスの素晴らしい伝統が壊されてしまうんじゃないか」と、そのような観点での議論、あるいはその他でも構いませんけれども、何か国民感情から「ちょっとどうだろうか」というような議論がありましたら教えていただければ幸いです。

ケート 石井部長、ご質問ありがとうございます。まず、ラオスの起草メンバーの皆さんは、この民法典だけではなくて、法律を作る際に文化に抵触したり取り壊したりという形にならないように非常に厳格に気を付けています。繰り返しになりますけれども、現在のラオスの民法典は615箇条ありますけれども、これは全て新しい条文ではなくて、多くの場合は現行法を活かした形です。特に家族関係に関しては、現行法の要素をほぼ8～9割ぐらい維持します。たしかに、地方の調査あるいは国会議員との会議の時には、家族関係に関する所は非常に関心が高いです。ただし、結論としては、「新民法典を制定することによって家族構成など家族に関する良い文化が取り壊される」と反対する意見の方は全くいないんですね。あと、ラオスの国民の皆さんは、この民法典を作ることによって、関連する民事法が統合されて整合性を実現することによって、より彼らの生活がやりやすくなりますので、要するに待望の法典であるという風に私たちは確信します。

伊藤 ありがとうございます。それでは、もう時間になってしまいましたので、そろそろパネルディスカッションも終了したいのですが、最後に、突然のご指名で申し訳ないんですが、武井次長、もしできればコメントを少し頂ければと思います。ちょっとご紹介させていただきますけれども、JICA本部の調達部の武井次長がお忙しい中お越しいただいております。ご存じの方も多いと思いますけれども、以前JICAラオス事務所の次長をしていらして、その後にJICAラオス事務所所長としていらっしゃって、法整備のプロジェクトに大変なご理解とご協力を頂きました。突然で申し訳ございませんが、一言頂けましたら幸いです。

武井 私は2007年から2010年までと、2013年から2015年ですかね、5年間ラオスで働かせていただきました。最初の赴任の時にはこのプロジェクトのその前のフェーズの活動がやられていて、2回目の赴任の時にまさにこの起草プロジェクトが始まって、今日拝見したこの民法典の構成を見て、「ああ、ここまで立派なものが出来たのか」と、関係者の皆さんに本当に感謝を申し上げたいと思います。

それで、ちょっと感想を申し上げます。今日のお話で、先程の法制法19条「法律の制定と改正」の6つのsectionの5番目の「国会による草案の検討と承認」をするんだとお聞きしましたがけれども、この後うまく国民議会の承認を得て、「国家主席による法律の公布」（6号）という所に行くと、そこから先、法律の施行までちゃんと期間が取られて、ラオスの国民の方とかラオスで活動される企業の方々がこの民法典のことをよく理解して、うまく運用されることをとても期待しています。そういう意味で、今は国会の承認とか公布に向けたいろんな調整で非常にお忙しいと思いますけれども、そこが一段落したら、いかにこの民法典をラオスの国内で理解してもらって周知して啓発して広めるかという所もぜひご検討いただいて、もしJICAが支援できるのであればそれもさせていただいて、しっかりこの国に定着するように、という所まで見届けられるといいなあという風に思いました。私からは以上です。

伊藤 ありがとうございます。それではパネルディスカッションは以上にさせていただきますので、皆さん、ご協力ありがとうございました。最後にパネリストの皆さんに拍手をお願いいたします。

閉会挨拶

法務省法務総合研究所長 佐久間達哉

法務省法務総合研究所の佐久間でございます。一言ご挨拶申し上げます。ダウオン様、ケート様、ブンポン様には大変貴重なスピーチを頂き、またパネリストとしてもいろいろと示唆に富むご教示を頂きました。大変ありがとうございました。起草する側の最高責任者であるケート様、そして国会での審議に深く関わっておられるダウオン様、ブンポン様から民法典の起草に至った経緯でありますとか国会でのこれからの審査等につきまして大変貴重な話をうかがい、私ども外から見ている者にもいろいろよく分かる所がございました。

私ども法務省ではJICAをはじめとする皆様と協力しながらラオスに対する法整備の協力をしているわけですが、民法典という基本法がようやく制定の直前まで来たということは私どもとしても大変嬉しいことでございます。ここまでの皆様のご尽力に深い敬意を表するものでございますが、私も一昨年（2016年）の11月にラオスを訪問する機会がございまして、その時に、入江専門家の前任者で長くこの民法典の起草に関する協力を担当しておりました石岡（修）専門家からいろいろお話を聞く機会がありました。彼が強調していて非常に印象に残ったのは、「この起草している民法典は、決して外国の法律をそのまま持ってきたものではありません。また、決してモデル民法典でもありません。これはまさに、ラオスの皆さんが、ラオスの社会に合った、また自分たちの納得できる法案を起草して、そういうものとして出来上がっているんだ」ということを非常に強調されておられて、それが非常に印象に残りました。日本の経験に照らしても、こういった基本法の制定はいろいろ紆余曲折があったり途中でいろんな挫折をするような経験があっ

たりするわけではありますが、そうやって自分たちが自分の国のために何がベストかを考えて法律を作っていくというのはまさに国を作っていくことなんだろうな、とその時感じたのをよく覚えています。そういった民法典の制定という非常に大きな事業に私ども法務省も J I C A をはじめとする皆様と一緒に協力させていただいているということは非常に誇りにも思います。

最後に、この民法典の起草に当たりまして、これまで大変なご協力、ご支援を頂いておりますアドバイザー・グループの先生方、今日は大川先生がご出席されておられますが、アドバイザー・グループの先生方、もちろん中心的な役割を担っておられる J I C A、さらには国際民商事法センターをはじめとする関係者の皆様に、この場を借りて改めて御礼申し上げますとともに、ぜひ来月の国会への再提出を無事乗り切って、この秋に新しい民法典を見ることができるよう祈念して、簡単ですがご挨拶に代えさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

司会 それでは、以上をもちましてシンポジウム「ラオスの新民法典と立法手続」を終了いたします。皆様、本日は長時間にわたりご参加ありがとうございました。

以上

公益財団法人国際民商事法センター
〒107-0052 東京都港区赤坂1-3-5 赤坂アビタシオンビル
TEL: (03) 3505-0525 FAX: (03) 3505-0833
E-mail: icclc-sa@js5.so-net.ne.jp
担当:北野